

石川県公報

平成 28 年 12 月 9 日

第 1 2 9 6 0 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		目 次		
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (同)	2
○県道の供用の開始	(同)	1		
公 告		監 査 委 員		
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課)	2	○定期監査結果公表	3
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課)	2	○財政的援助団体等監査結果公表	4
			○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	4
			○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	5

告 示

石川県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年12月9日から同月26日まで縦覧に供する。

平成28年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	
苅谷津幡線	下記区間を道路区域に編入する。			県央土木 総合事務所 維持管理課
	河北郡津幡町字杉瀬イ5番1地先から 河北郡津幡町字津幡ル5番5地先まで		12.00~26.28	
"	下記区間を道路区域から除外する。			"
	河北郡津幡町字杉瀬イ2番3地先から 河北郡津幡町字津幡ル6番1地先まで		4.91~17.05	

石川県告示第555号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年12月9日から同月26日まで縦覧に供する。

平成28年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
苅谷津幡線	河北郡津幡町字杉瀬イ5番1地先から 河北郡津幡町字津幡ル5番5地先まで	平成28年12月12日	県央土木 総合事務所 維持管理課

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成28年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ山代店
加賀市山代温泉184-1ほか6筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成28年7月29日
- 3 市町の意見の概要
市町名 加賀市
意見の概要
(1) 騒音の発生に係る事項
市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保すること。
(2) 廃棄物に係る事項
廃棄物処理法その他関係法令等を遵守すること。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成28年12月9日から平成29年1月10日まで

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
小松都市計画高度利用地区	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画市街地再開発促進区域	〃
小松都市計画地区計画 (小松駅東地区、小松駅前大通り商店街地区、小松駅西地区、下牧一丁目地区)	〃
小松都市計画道路 (3・3・28号小松駅東通り1号線)	〃
小松都市計画公園 (3・3・4号南部ふれあい公園)	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部緑花公園センター

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次の

とおり認可した。

平成28年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
白山市曾谷町土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
白山市熱野町イ28番地11
- 3 設立認可の年月日
平成24年8月7日
- 4 変更認可の年月日
平成28年12月1日
- 5 変更の内容
事業施行期間
平成24年8月14日から平成30年3月31日まで

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成28年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年12月9日

石川県監査委員 作 野 広 昭
 同 吉 田 修
 同 浜 田 孝
 同 岡 部 朋 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
明和特別支援学校	平成28年11月1日	平成28年8月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	〃	〃	〃
小松警察署	〃	〃	〃
小松産業技術専門校	〃	〃	〃
中能登教育事務所	平成28年11月2日	〃	〃
七尾産業技術専門校 能登産業技術専門校	〃	〃	〃
七尾警察署	〃	〃	〃
羽咋警察署	〃	〃	〃
金沢桜丘高等学校	平成28年11月8日	〃	〃
金沢中警察署	〃	〃	〃
金沢泉丘高等学校	〃	〃	〃
金沢東警察署	〃	〃	〃
志賀高等学校	〃	〃	〃
羽咋高等学校	〃	〃	〃
羽松高等学校	〃	〃	〃
小松明峰高等学校	平成28年11月15日	〃	〃
小松教育事務所	〃	〃	〃

小松北高等学校	〃	〃	〃
寺井警察署	〃	〃	〃
寺井高等学校	〃	〃	〃
松任高等学校	平成28年11月17日	〃	〃
白山警察署	〃	〃	〃
小松特別支援学校	〃	〃	〃
小松瀬領特別支援学校	〃	〃	〃
大聖寺警察署	平成28年11月21日	〃	〃
錦城特別支援学校	〃	〃	〃
加賀高等学校	〃	〃	〃
小松高等学校	〃	〃	〃
金沢城・兼六園管理事務所	平成28年11月28日	平成28年 9 月末日現在	〃
石川四高記念文化交流館	〃	〃	〃
総合看護専門学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成27年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年12月9日

石川県監査委員 作 野 広 昭
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
社会福祉法人佛子園	平成28年11月17日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般財団法人石川県県民ふれあい公社	平成28年11月28日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年12月9日

石川県監査委員 作 野 広 昭
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

(別 紙)

石 公 委 第 101 号
平成28年11月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成28年10月31日付け石監査第339号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	珠洲警察署	<p>職員の交通安全防止対策として、全職員に対して、同乗者による安全確認の励行や具体的な運転方法に関する研修会を実施し、安全運転に対する心構えや事故防止のために遵守すべき基本事項の再確認をするとともに、幹部に対しては、事故原因となる業務の偏りをなくすため業務管理を徹底し、交通事故防止に対する意識の高揚を図りました。</p> <p>また、交通事故の対象職員については、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認を行わせ、安全運転の意識付けを徹底しました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であるという意識の徹底を図るとともに、職員に対する指導・教養を継続し、交通事故の絶無に努めます。</p>

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

平成28年 3 月 28 日 付 け で 公 表 し た 包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置 に つ い て、石 川 県 知 事 か ら 通 知 が あ っ た の で、地 方 自 治 法（昭 和 22 年 法 律 第 67 号）第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 公 表 す る。

平成28年12月 9 日

石川県監査委員 作 野 広 昭
 同 吉 田 修
 同 浜 田 孝
 同 岡 部 朋 代

1 公表の範囲

平成27年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

2 公表の概要

平成27年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所属名	監 査 結 果 の 概 要	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
税務課	<p>（法人 3 税（法人県民税・法人事業税・地方法人特別税））</p> <p>法人県民税は、公益社団法人や認可地縁団体等が収益事業を行わないで一定の要件を満たす場合に、減免される。</p> <p>平成26年度に石川県内において、減免申請を受付けた新規認可地縁団体は35団体であり、その全ての団体が法人県民税（均等割）減免申請書を提出している。</p> <p>減免申請書を提出する際には、県税条例施行規則により、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付することとなっているが、現状では、団体の規約、市町長の認可証明書の提出を求めており、これでは「収益事業を行っていない証明」にならないと考えられる。</p> <p>減免申請を受けたものについては、殆ど実態を審査することはなく、形式的な審査だけで、申請は認められている現状がある。</p> <p>収益事業の有無は、国税が判断すべきものであるが、申請時に収益事業を行っているかどうかについて、収益を生む可能性のある財産の状況を把握するため、減免申請の段階で財産目録を提出させるべきである。</p>	<p>認可地縁団体に対する法人県民税の減免については、減免申請添付書類として、地方自治法の規定による市町長が交付した証明書及び当該認可地縁団体の規約の写しに加え、平成28年度から減免申請時において収益を生む可能性のある財産の状況を把握するため、「財産目録等（当該証明申請時に提出した決算書及び総会資料等の資産状況がわかる資料をいう。）」を提出させることとした。</p>
税務課	<p>（不動産取得税）</p> <p>父と子の共有名義の住宅に対する不動産取得税の課税案件において、父を代表として課税したものの、父の財産調査により財産が発見でき</p>	<p>共有不動産に係る不動産取得税の賦課徴収事務手続きにおい</p>

なかったため執行停止とした案件があった。

今回の場合、父だけでなく子に対しても、納税通知の発付を行うべきであったが、滞納整理小票には父の氏名のみで記載され、課税資料には共同取得者である子の情報が記載されているが、課税資料の確認を行わなかったため、父の滞納初期段階で子への課税といった対応がとられないままとなり、結果として子の納税義務が時効により消滅してしまった。

今回の事例では、もう一方の連帯納税義務者である子にも納税する資力があつた可能性がある。

結果として、この事案は、共有者全体では担税力がある中で不動産取得税を逃れたと言える余地を残したのではないかと考えられ、滞納初期段階の連帯納税義務の追求漏れは、税の公平性を害するものとなってしまうといえる。

今後、同様の事例が発生しないように、手続きの徹底を図るべきである。

では、共同取得者の課税資料確認を行わず執行停止した案件があつたことを受け、同様の事例が生じないよう研修等で本件を具体的事例として取り上げるとともに、注意喚起文書を発出し、周知・徹底を図ることとした。